

子宮頸がん予防ワクチンを自費で接種した方へ 接種費用助成のご案内



子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨差し控え（2013年6月から2022年3月）により、接種機会を逃してしまい、定期接種の対象年齢を過ぎてから、自費で子宮頸がん予防ワクチン接種を受けた方に対して、償還払い（払い戻し）を実施します。

申請期間

2025年
3月31日まで

対象者

次のすべての条件を満たす方

- (1) 2022年4月1日時点で豊岡市に住民登録があること
- (2) 1997（平成9）年4月2日から2005（平成17）年4月1日生まれの女性
- (3) 16歳となる年度の末日（高校1年生相当の年度の3月31日）までに子宮頸がん予防ワクチンの定期接種において3回の接種を完了していないこと
- (4) 17歳となる年度の初日（高校2年生相当の年度の4月1日）から2022年3月31日までに自己負担で子宮頸がん予防ワクチン（サーバリックスまたはガーダシル）を接種した方

※過去に豊岡市以外の自治体から同種の助成を受けた方は対象になりません。

申請に必要な書類

- ①助成金交付申請書（様式第1号）
- ②接種記録が確認できる書類（母子健康手帳や予防接種済証等）

※上記がない場合、接種を実施した医療機関に「豊岡市ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種費用助成金申請用証明書（様式第2号）」を作成してもらい提出

- ③接種費用の支払いを証明する書類（領収書等）

※領収書で予防接種の種類と接種金額が確認できない場合は、明細書も必要です。

※紛失された場合は、接種年度における豊岡市の基準単価により助成額を決定します。

助成金額

領収書等接種費用を証明できる書類を提出した場合⇒自己負担額（助成上限額あり）

紛失などで領収書等を提出できない場合⇒豊岡市の定める基準額

※いずれにおいても、接種に要した交通費、書類の発行に要した文書料等は助成対象外

【問合せ先】 〒668-8666 豊岡市中央町2番4号（本庁舎6階）

豊岡市役所 こども未来課 TEL:0796-21-9118